

神奈川県合唱コンクール参加規程

(出演資格)

1. 出演資格

- (1) 神奈川県合唱連盟に加盟する合唱団で、当該年度の年会費を完納していること。
ただし、小学生部門は2019年度から2027年度までを試行期間とし、未加盟でも出演できる。
- (2) 全日本合唱連盟発行の当該年度の課題曲集(合唱名曲シリーズ)を、参加申し込み時までに出演人数分購入していること。ただし、小学生部門・中学生部門は該当しない。

(部門および編成区分)

2. 部門およびその編成区分はつぎのとおりとする。

- | | | | |
|-----------|--------------|--------------|-----------|
| (1) 中学生部門 | (2) 高等学校部門 | (3) 大学職場一般部門 | (4) 小学生部門 |
| 混声合唱の部 | Aグループ(小編成の部) | 大学ユースの部 | ※編成区分なし |
| 同声合唱の部 | Bグループ(大編成の部) | 室内合唱の部 | |
| | | 混声合唱の部 | |
| | | 同声合唱の部 | |

(各部門の出演人数・出演合唱団資格)

3. 各部門の出演合唱団の出演人数および資格はつぎのとおりとする。

- (1) 中学生部門
 - ①出演人数6名以上の合唱団
 - ②同一の中学校の生徒で編成する合唱団、または4項(4)-(b),(c)に定める合同合唱団
 - ③団体名には学校名を含めなくても構わない。
 - (2) 高等学校部門
 - ①Aグループは出演人数6名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団
 - ②同一の高等学校の生徒で編成する合唱団、または4項(5)-(b)に定める合同合唱団
 - ③団体名には学校名を含めなければならない。
 - (3) 大学職場一般部門
 - ①大学ユースの部
出演人数が6名以上で、出演するメンバー全員が当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団
 - ②室内合唱の部
出演人数が6名以上24名以下で編成する合唱団
 - ③混声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する混声合唱団
 - ④同声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団
 - (4) 小学生部門
 - ①出演人数は6名以上とする。
 - ②小学校の合唱団または小学生相当年次で構成する合唱団
 - ③小中一貫校や児童合唱団、その他一般合唱団等が出演する場合、小学生相当年次の児童のみで編成しなければならない。
- *出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくり者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくり者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。
- *出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、大会の長が判断して審査の対象とすることができる。

(出演に係る条件)

4. 出演に係る条件は次のとおりとする。

- (1) 全部門を通じ、同一の学校および合唱団から複数の部門に出演することができる。
その場合、出演するそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、高等学校部門においては、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。
- (2) 中高一貫校および高等専門学校等は、中学生相当年次を中学生部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。
- (3) 大学職場一般部門には、小学生部門、中学生部門、高等学校部門に加盟する団体は出演できない。
- (4) 中学生部門における特例を以下に定める。
 - (a) 小中一貫校及び義務教育学校は、中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演できる。
 - (b) 中学生部門では、複数の団体による合同合唱団としての出演を認める。合同合唱団は、合同合唱団として加盟、もしくは合同する全ての合唱団の加盟を条件とし、常時活動し、本連盟の理事長が認めたものとする。なお、異なった会員連盟に加盟している場合は、合同合唱団としての加盟を条件とする。また、合同する合唱団数及び1合唱団あたりの人数は制限しない。
 - (c) 一般部門等に加盟する合唱団でも、中学生相当年次、もしくは中学生相当年次に小学生相当年次を加えた編成で構成される団体の場合は、中学生部門に出演することができる。
- (5) 高等学校部門における特例を以下に定める。
 - (a) 中高一貫校は、高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演できる。その場合、高等学校部門に出演した当該生徒は中学生部門に出演することはできない。
 - (b) 高等学校部門での合同合唱団は、複数校で編成する合唱団で、常時活動し、本連盟の理事長が認めたものとする。合同する学校数は制限しない。
なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

(指揮者・伴奏者・独唱者)

5. 指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくり者の出演資格は問わない。ただし、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくり者については当該校長が認めたものに限る。
また、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくり者が合唱パートを歌う場合は、3項、4項の出演資格、条件を満たさなければならない。

(シード合唱団の出演に係る条件)

6. シード合唱団

- (1) シード権は、大学職場一般部門において、前年度の全国大会に出場権を得た合唱団に適用され、当該年度の関東支部大会に出演する権利が与えられる。
- (2) 出演の際に前年度の部門および編成区分から変更することはできない。
- (3) 当該年度の神奈川県大会に審査の対象外として出演しなければならない。

(演奏曲)

7. 演奏曲

- (1) 小学生部門、中学生部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 高等学校部門、大学職場一般部門の出演団体は、課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は課題曲・自由曲の順とする。
- (3) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度課題曲集(合唱名曲シリーズ)の中から1曲を選択して演奏しなければならない。
- (4) 自由曲は、曲目および曲数に制限はない。
- (5) 出演者全員により、課題曲及び自由曲全曲を同じ種別(混声・男声・女声)で演奏するものとする。

(6) 演奏は楽譜の演奏形態に基づいて行うものとする。

演奏形態の変更(例:①曲の一部の省略 ②移調 ③編曲 ④声部・伴奏楽器の変更)を行う場合は、権利者の許諾を受けた許諾書を提出すること。

権利者の許諾がなく変更を行った場合は審査の対象外とする。

* 県大会申し込み後は、部門・編成区分を変更することはできない。

* 申し込み内容確定後は、県大会・関東支部大会・全国大会を通じて、演奏曲・曲順・伴奏楽器を変更することはできない。

(演奏時間)

8. 演奏時間はつぎのとおりとする。

(1) 中学生部門：演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。

(2) 高等学校部門：自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。

(3) 大学職場一般部門：自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

(4) 小学生部門：演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて7分00秒以内とする。

* 演奏時間を超過した場合は審査の対象としない。

* 演奏開始から演奏終了までの間、舞台袖からの歌唱メンバー入れ替え等の変更は認めない。

(伴奏楽器)

9. 伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

(自由曲の楽譜)

10. 自由曲の楽譜

(1) 参加合唱団は自由曲として演奏する作品の出版譜を使用すること。

(2) 原則としてコピー楽譜は使用できない。

(3) 未出版の楽譜、絶版の楽譜、曲集の一部分などをコピーして使用する場合は、著作者・出版社等の権利者の許諾を得たものに限る。提出するコピー楽譜の全てに権利者から得た許諾書の写しを添付すること。WEBサイトからダウンロードできる楽譜を使用する場合は、ダウンロードサイトが明確に確認できる書類の写しを添付すること。

(4) 許諾書等の資料は、原則として、曲目変更期限の10日前までに提出すること。なお、許諾書等の資料原本は当日に持参し、写しを審査員用楽譜に添付すること。

(参加料・入場券代・出演経費)

11. 参加料・入場券代・経費はつぎのとおりとする。

(1) 参加料(団体・個人参加費)・入場券代は有料とし、その金額は神奈川県合唱連盟理事会で決定する。

(2) 参加料・入場券代は所定の期日までに納入するものとする。一旦納入した場合は原則として払い戻さない。

(3) やむを得ない事情で本大会が開催出来なくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。

(4) その他出演に要する経費は、出演団体の負担とする。

(5) 演奏に係わる著作権使用料は、主催者が一括負担する。

(審査)

12. 審査

(1) 審査は、原則として過半数方式(新增沢方式)により決定する。

(上位大会への推薦)

13. 関東支部大会への推薦

- (1) 中学生部門、高等学校部門、大学職場一般部門については、本大会の審査結果に応じて関東支部大会への推薦を決定する。
- (2) 関東支部大会への推薦団体数の上限は、県大会の出演団体数に応じて下表のとおりとする。

部門 出演団体数	中学生	高等学校	大学職場一般
5 団体以下	2	2	2
6 ～ 10 団体	3	3	3
11 ～ 15 団体	4	4	4
16 ～ 20 団体	5	5	5
21 ～ 25 団体	6	6	6
以降 5 団体ごとに +1 団体とする			

- (3) 中学生部門は、各編成区分（混声合唱の部・同声合唱の部）から 1 団体以上を含むものとする。ただし、いずれか一方の編成区分への出演が 1 団体以下の場合は、他方の編成区分から推薦団体数の上限まで推薦することができる。
- (4) 高等学校部門は、各編成区分（Aグループ・Bグループ）から 1 団体以上を含むものとする。ただし、いずれか一方の編成区分への出演が 1 団体以下の場合は、他方の編成区分から推薦団体数の上限まで推薦することができる。
- (5) 大学職場一般部門は、編成区分の別なく部門全体として上表のとおりとする。
- (6) シード合唱団は、上記出演団体数および推薦団体数のいずれにも含まれない。

14. 全国大会への推薦

- (1) 小学生部門については、本大会で最上位の成績を取めた団体（1 団体）を全国大会小学生部門へ推薦する。なお、県大会を開催しない場合も 1 団体推薦できる。その場合の募集・推薦方法は別途定める。

（上位大会での出演人数の増員）【参考】

15. 関東支部大会・全国大会での出演人数の増員

関東支部大会・全国大会での出演人数の増員は、関東支部、全日本それぞれの規程に拠る。

- (1) 関東支部大会：県大会の申込人数の 10%(端数は四捨五入)の増員まで認める。
- (2) 全国大会：県大会もしくは関東支部大会での最大申込人数の 10%(端数は四捨五入)の増員まで認める。

ただし、いずれの大会も、申込人数が 40 名未満の場合は 4 名の増員まで認める。

なお、申込人数は、個人参加費を払い込んだ人数とする。

（規程違反の扱い）

16. 出演資格など本規程に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞を取り消すことができる。
17. 出演資格等に疑義が生じた場合は、合唱団が証拠を示さなければならない。

（規程の改廃）

18. この規程の改廃は、神奈川県合唱連盟理事会の議決をもって行う。

附則

1. この規程は、2025年4月1日から施行する。